

## 当院での自動車運転評価をご希望される医療機関の皆様へ

### 1. 当院における自動車運転評価について

自動車の運転を再開するにあたり、都道府県の公安委員会にて適性相談を受け、公安委員会により運転再開の可否が判定されます。その可否判断の要素のひとつに、医師による診断書が含まれます。

当院では、脳外傷・脳卒中後の高次脳機能障害、脊髄損傷、脳性麻痺、脊柱管狭窄症などの疾患により、運転再開に不安を感じている方に対して、自動車運転シミュレーターを用いた自動車運転評価を行っています。

### 2. 対象者

#### (1) 当院における対象者の条件

自動車運転評価をご希望される方は、以下の条件に該当するかをご確認ください。

① かかりつけ医からの紹介状がある方。

最近の頭部CTあるいはMRIをご持参ください（発症時のものでも可能です）。

② かかりつけ医が、「医学的管理の面からは、運転を再開する上での問題がない」と判断した方。

#### (2) 当院での自動車運転評価の対象者から除外する場合

以下の条件に該当する場合は、当院での運転評価は行えません。

① けいれん発作を生じてから2年以内の場合

② 認知症と診断されている場合

③ 脳卒中や脳外傷による高次脳機能障害、脊髄損傷、脳性麻痺、脊柱管狭窄症などの疾患にかかっていない一般の方

④ 明らかな視野欠損がある場合

### 3. 費用負担

保険診療の範囲内での自己負担が発生します（基本的な費用：診察料、再診料、コンピューター断層診断料、認知機能検査料、診療情報提供料の合計額15,670円）。

### 4. 自動車運転評価の流れ

① 初診診察（診察および運転評価処方）（初診日に自動車運転評価は行えません）

② 自動車運転評価1日目（身体機能・高次脳機能検査、シミュレーター評価：約80分）

③ 自動車運転評価2日目（高次脳機能検査、反応時間測定：約80分）

④再診：評価結果説明（評価2日目に結果説明までは行えません。再診は後日行います）

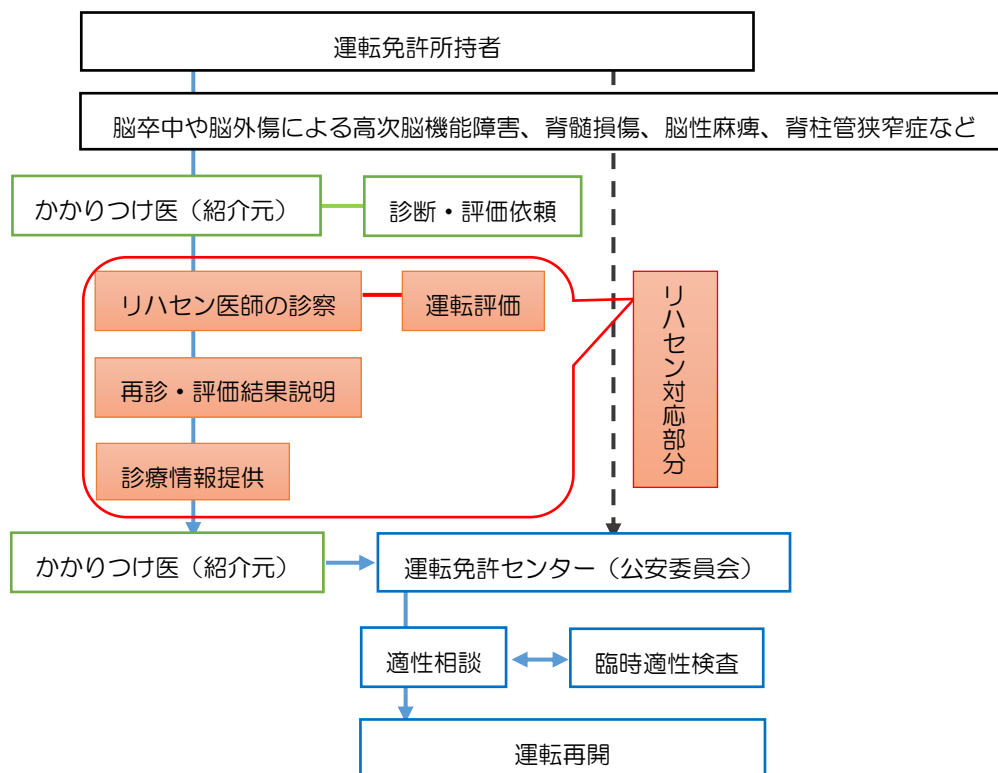
⑤紹介元の医療機関（かかりつけ医）へ評価結果報告

⑥紹介元の医療機関（かかりつけ医）が診断書を作成（公安委員会へ提出）

⑦最終的な運転の可否判断は公安委員会にて行います。

## 5. 注意点

- 初回受診から再診での結果説明までには、1ヶ月程度要します（予約の混雑状況によっては、さらにお待ちいただく場合もあります）。
- リハビリスタッフによる各種評価のため、数回来院していただく必要があります。  
初診日、評価1日目、評価2日目、再診日の計4回来院していただくことが基本です。
- 評価は2日間に分けて行いますが、評価内容は疾患の種類や状態によって変更になる場合があります（評価内容の変更により、費用負担も変更になります）。
- 再診時に評価結果のみをご説明しますが、**最終的な運転の可否判断については当院では行いません。**
- 公安委員会で診断書の提出を求められた場合は、紹介元の医療機関（かかりつけ医）で診断書の記載をお願いしております（**当院で診断書の記載までには行っておりません。**）。
- 当院にて評価した結果、「運転再開可能である」という判断にならない場合もあります。  
ご了承の上、お手続きください。



## 6. 問い合わせ先

地域医療連携室（052-835-3473）